

総社市議会基本条例（案）

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は合議制の議事機関として、市長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して、市民の意思を市政に反映させるという役割及び責任を担っており、議会は、市政の監視及び評価並びに立法機能を十分発揮しながら、市民福祉の向上及び地方自治の本旨の実現を図る責務を負っている。

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の権限は拡大し、自治体自らの責任において決定する事務が増加する中で、議会の担うべき役割及び責任も大きくなっており、これまで以上に市政の監視及び評価並びに立法機能の強化が求められている。

また、積極的に情報を公開し、より一層市民に開かれた議会を実現するとともに、市民との対話を通じて市政の課題に対する多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上に努めていく必要がある。

よって、議会は、市民の参加及び開かれた議会を推進するとともに、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、市民福祉の向上のために全力を挙げて市民の負託に応えることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政運営が適正に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、議会の政策提言及び政策立案に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (4) 把握した市民の多様な意見をもとに、政策提言及び政策立案の強化に努めること。
- (5) 市民に対して、議会の議決又は運営について、その経緯及び理由等の説明責任を果たすこと。
- (6) 議会に対する市民の関心が高まるように、分かりやすい方法等で議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上のため活動すること。

第2章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対し、議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての委員会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策提言及び政策立案に反映させ

市民参加や開かれた議会をめざし

議会や議員の責務と役割を条例化

皆様のご意見を募集します。

パブリックコメントを実施

分権が進む地方自治に
議会の役割と責任を明確化

市議会では、さらに開かれた議会となるために、市民参加や、議会と議員の責務、議会運営の基本的事項などを規定する『総社市議会基本条例』を定めることにしました。この条例案に対し、市民の皆さんのご意見をいただく『パブリックコメント』を募集します。皆様のご意見を、ぜひお聴かせください。

議会は、市長は執行機関として、それぞれの権限を用いて市民の意思を市政に反映させる役割と責任を担っています。議会は、市民の代表者の集まりとして市政を監視、評価して、市民福祉の向上や地方自治の真の目的が果たせるようにする責任があります。

近年、地方分権が進み、地方自治体の権限も拡大して、自らの責任で決定する事務も増えていきます。こうした時、議会が果たす役割や責任はますます大きくなっています。このため、議会は、これまでに以上に市政のチェック機能を

市民の負託に応える
市議会の最高規範として

市議会では、この条例を議会の最高規範として、全力を挙げて市民の皆さんの負託に応えることを目指しています。そこで、この条例案に対する市民の皆さんのご意見や提案を募集します。寄せられたご意見等も参考に協議を重ね、

6月定例市議会での制定の予定です。皆様のご意見をぜひお寄せください。

提出方法 〓ご意見を必ず文書にして、住所、氏名、連絡先を明記の上、封書、はがき、ファクシミリ、メールで次の提出先へ送付くださるか、直接ご持参ください。（市内在住・在勤者に限る。）

提出先 〓〒719-1192（住所不要）議会事務局（TEL 〇2-8332 FAX 〇2-8391）もしくは最寄りの支所・出張所

✉ gikai@city.sojakayama.jp
期限 〓平成25年5月20日（月）

パブリックコメント
手続とは？

基本的な政策等の決定に当たり、その趣旨や目的、内容を決定前に公表し、市民から意見や提案を求めて、それらに対する実施機関の考え方を公表。また、有益な意見等を考慮して最終的な意思決定を行う手続のことです。